

# 連 絡 事 項

## 嘱託医師と嘱託医療機関について

医療法(昭和23年法律第205号)第19条に定める助産所の嘱託医師及び嘱託医療機関に関しては、「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について」(平成19年3月30日医政発第0330010号。以下「010号通知」という。)、及び「分娩における医師、助産師、看護師等の役割分担と連携等について」(平成19年3月30日医政発第0330061号。以下「061号通知」という。)の趣旨に則し、鋭意その確保に向けご尽力いただいているところである。

この運用に際しての基本的考え方を、既にご説明申し上げている点も含め、以下に整理してお示し申し上げますので、関係者への周知とともに、今後の業務に際しご参照いただきたい。

なお下記については、日本医師会、日本産婦人科医会、日本看護協会、日本助産師会とは調整済みであることを申し添える。

(1) 本年4月1日改正後の医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号)第3条第5号、第9条の6及び第15条の2については、改正前と以下の点についても変更がなされていること。

- ・ 分娩を取り扱わない助産所については、「嘱託医師」及び「嘱託医療機関」を定めなくともよいこととしたこと。(第3条第5号、第15条の2第1項)
- ・ 「嘱託医師」については、個人名を特定せず、例えば「〇〇病院の産科医」といった定め方をしてもよいこととしたこと。(第15条の2第2項)
- ・ 従前必要とされていた「医師の承諾書及び免許証の写し」ではなく、「助産所が嘱託医を委嘱した旨の書類」を提出すればよいこととしたこと。(第3条第5号)

なお出張のみにて業務に従事する助産師に関する取り扱いについては、特段の変更はないこと。

(2) 「嘱託医療機関」の医師を「嘱託医師」と定めても差し支えないものであること。

(3) 061号通知において示している「連携医療機関」とは、010号通知において示している「嘱託する病院又は診療所」と同一のものであるところであること。(すなわち「嘱託医療機関」と「連携医療機関」は同じものであること。) また010号通知中3(3)③に既に示している通り、嘱託を受けたことのみをもって、嘱託医師又は嘱託医療機関が新たな義務を負うものではないこと。



# 平成20年度予算概算要求について

---

## 看護職員確保対策予算等の概要

(厚生労働省医政局看護課)

# 看護職員確保対策(9,069百万円)

## (1) 資質の向上(1,019百万円)

- ア. 看護職員資質向上推進事業 643百万円
  - ・新人看護職員研修の推進 35百万円
  - ・新人看護師に対する医療安全推進モデル研修事業(新規) 245百万円
  - ・新人助産師に対する医療安全推進モデル研修事業 122百万円
  - ・専門分野(がん・糖尿病)における質の高い看護師の育成事業の充実 201百万円
- イ. 医療型多機能サービスの展開に向けた訪問看護充実の検討 131百万円
- ウ. 医療依存度の高い在宅療養者に対する訪問看護・訪問介護の一体型サービス提供モデル事業(新規) 73百万円
- エ. 看護研修研究センター経費 128百万円
- オ. 看護師等養成指導経費等 44百万円
  - ・看護教育のあり方に関する検討会(仮称)(新規)4百万円



## (2) 離職の防止・再就業の支援(470百万円)

---

ア. 助産師確保総合対策事業の充実 148百万円

イ. 看護職員の確保が困難な地域・医療機関の看護職員確保のためのモデル事業 98百万円

ウ. 中央ナースセンター 140百万円

・看護職員の多様な勤務形態による就業促進事業 8百万円



### (3) 養成力の確保 (5,205百万円)

---

ア. 民間立看護師等養成所運営費 5,161百万円

イ. 「看護師養成所2年課程(通信制)」の導入促進 25百万円

ウ. 助産師養成所開校促進事業 17百万円

エ. 学生実習国民向けPR経費(新規) 3百万円

## (4) 医療提供体制推進事業費補助金

(19,026百万円の内数)

ア. 訪問看護推進事業 348百万円

- ・訪問看護推進支援モデル事業、在宅ホスピスケア研修、在宅ホスピスケア等普及事業、訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師の相互研修等

イ. 看護職員資質向上推進事業 283百万円

- ・看護教員養成等講習会、実習指導者講習会

ウ. 看護職員確保対策特別事業費 75百万円

エ. 助産師確保地域ネットワークづくり推進事業(新規) 44百万円

オ. 院内助産所・助産師外来開設のための医療機関管理者及び助産師研修事業(新規) 38百万円

カ. 病院内保育所運営費 1,587百万円

- ・緊急一時保育加算の創設(新規)

キ. 看護師等養成所初度設備整備

- ・院内助産所・助産師外来設備整備(公的立及び民間立)(新規)